



野田市子ども医療費助成

申請手続きのご案内

野田市子ども医療費助成は、医療費を負担する保護者に保険診療分の医療費の助成を行うもので、医療機関の受診時に市が発行した「野田市子ども医療費助成受給券」を保険証とともに医療機関の窓口で提示すると、原則として通院1回、入院1日につき300円（平成27年8月1日診療分から）の自己負担、調剤は無料になる制度です。ただし、市町村民税非課税世帯はすべて無料です。

お子様の出生届や転入届の提出時に申請をして受給券の交付を受けてください。

※受給資格は転入や出生などで野田市の住民となった日から1か月以内に申請をすれば、転入・出生日から有効となります。ただし、1か月を過ぎて申請した場合は、申請書を提出した日から有効となります。

●助成対象

野田市に住民登録があり、健康保険に加入している0歳から中学3年生までの子ども

●助成内容

対象費用	入院費・通院費・調剤費のうち 医療保険が適用となる保険診療の一部負担金額※ ※総医療費の2割(小学校就学前)または3割(小学生以上)をいいます。 ※平成27年7月31日まで小学校4年生以上は入院費のみ
自己負担額	通院：1回につき300円 入院：1日につき300円 調剤：無料 ※平成27年7月31日までは200円です。 ※ただし、市町村民税非課税世帯はすべて無料になります。
対象外となる費用	医療保険が適用されないもの (予防接種、健康診断、薬の容器代、差額ベッド代など) 交通事故など第三者行為による医療費、学校内での傷病などで独立行政法人日本スポーツ振興センター法に規定する災害共済給付が適用される医療費

●申請手続きに必要なもの

◎健康保険証のコピー（子どもの名前が記載されたもの）

◎印鑑（認印）

【必要に応じて添付する書類】

1月1日現在、野田市に保護者の住民登録がなかった場合

◎課税証明書など

保護者（一般的には父母）のうち所得の高い方のもので扶養人数、所得額、市区町村民税額が確認できる証明書

※証明書の提出がない場合は自己負担額が300円になります。

- ・6月末までに申請する場合・・・前年度分（7月以降に当年度分も必要となります）
- ・7月以降に申請する場合・・・当年度分

●申請窓口

野田市役所児童家庭課、関宿支所・・・認定申請、助成金交付申請、変更届、再交付
南・北・中央の各出張所・・・認定申請、助成金交付申請

●受給資格・有効期間・更新について

- (1) 受給資格は、出生や転入日から1か月以内に認定申請書を提出した場合はその日からとなります。ただし、1か月を過ぎて申請した場合は、申請書を提出した日からとなります。
- (2) 受給券は、申請書を提出した月の末日頃に郵送します。ただし、16日以降に申請書を提出した場合は翌月の15日頃の発送となります。
- (3) 受給券は、毎年8月1日に更新となります。更新時は、自己負担額の階層区分の見直しを行い、新しい受給券は7月末日までに送付します。

※更新手続きは必要ありませんが、自己負担額の階層区分の見直しにあたり、所得及び市区町村民税額を確認できる書類(課税証明書など)を提出していただく場合もあります。

●受給券が使えない場合の助成方法(償還払い)

次のような場合に医療機関の窓口で支払った医療保険の自己負担分については、後日、償還払い方式による助成となります。

- (1) 千葉県外など、この制度を取り扱わない医療機関で受診した場合
- (2) 受給券を医療機関に提示できなかった場合
※同月内であれば医療機関で処理できることがあります
- (3) 補装具(保険の給付対象となるもの)を購入した場合
- (4) 公費の自己負担金(本制度対象分)を支払った場合 など

【償還払いの申請方法】

○申請先 市役所児童家庭課、関宿支所、南・北・中央の各出張所

○必要なもの

- ・野田市子ども医療費助成金交付申請書(窓口に備え付けてあります)
- ・野田市子ども医療費助成受給券
- ・医療機関の領収書原本(保険適用済みであり、診療明細、子どもの氏名、保険点数、診療年月日、医療機関名が記載されているもの)
- ・印鑑(認印)
- ・振込先の通帳(保護者名義のもの)
- ・子どもの保険証
- ・高額療養費、付加給付支給通知書(※医療費が高額になった場合、保険組合からの還付の有無が確認できるもの)

○申請期限 医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内

(受給資格を認定されている期間のものが助成の対象です)



●子どもの住所や保険証などが変わる場合の届出について

転居や転職等により住所、保険証等に変更があった場合や受給券を紛失した場合には、手続きが必要です。下記の書類をお持ちいただき、窓口で手続きしてください。

変更等の内容	必要な書類
市内で転居するとき	受給券、印鑑
市外へ転出するとき	受給券
保険証が変わったとき	受給券、印鑑、子どもの保険証
お子さんの名前が変わったとき	受給券、印鑑
受給券を紛失したとき	印鑑、子どもの保険証

【問合せ】野田市役所 児童家庭課 児童給付係
Tel.04-7125-1111 (内線 2136)